

自治体	指定管理者				出資法人等						
	規定	指定管理者の措置等		実施機関の措置等		規定	出資法人の措置等		実施機関の措置等		
		努力義務	義務	努力義務	義務		努力義務	義務	努力義務	義務	
藤沢市	(法人文書の管理) 第8条 出資法人及び指定管理者は、第3条及び第4条の規定に準じて、その保有する法人文書の適正な管理に関する必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 2 市長は、前項の規定による法人文書の適正な管理が推進されるよう必要な施策を講ずるものとする。	○		○		第8条第1項に規定 (左欄)	○		○		
豊島区	規定なし					(出資法人等の保有する文書の管理) 第15条 区が出資又は財政的援助を行う法人で区長が指定するもの(以下「出資法人等」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する文書の適切な管理を行うため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 2 区長は、出資法人等に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう求めるものとする。	○		○		
渋川市	(指定管理者の文書の管理) 第37条 指定管理者は、この条例の趣旨にのっとり、本市が設置する公の施設の管理に関する文書を適正に管理するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 2 実施機関は、指定管理者の前項の文書の適正な管理が推進されるよう必要な施策を講ずるものとする。	○		○		(出資法人等の文書の管理) 第36条 市が出資その他の財政上の援助を行う法人であって、実施機関が定めるもの(以下「出資法人等」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関する必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 2 実施機関は、出資法人等の文書の適正な管理が推進されるよう必要な施策を講ずるものとする。	○		○		
八王子市	(指定管理者の文書の管理) 第16条 地方自治法第244条の2第3項の規定により市が設置する公の施設の管理を行う法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)は、この条例の趣旨にのっとり当該公の施設の管理に関する文書の適正な管理に関して必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 2 実施機関は、指定管理者に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。	○		○		(出資等法人の文書の管理) 第15条 市が出資その他財政支出等を行う法人であって、実施機関が定めるもの(以下「出資等法人」という。)は、この条例の趣旨にのっとり保有する文書の適正な管理に関して必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 2 実施機関は、出資等法人に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。	○		○		
世田谷区	規定なし					(出資法人等の文書の管理) 第15条 区が出資その他の財政支出等を行う法人等であって、区長が別に定めるもの(次項において「出資法人等」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 2 実施機関は、出資法人等の文書の適正な管理が推進されるよう必要な施策を講ずるものとする。	○		○		
茅ヶ崎市	(出資法人等の文書の管理) 第29条 市が出資その他財政上の援助を行う法人であって市長が定めるものは、この条例の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 2 指定管理者は、この条例の趣旨にのっとり、市が設置する公の施設の管理に関する文書の適正な管理に関して必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	○				第29条第1項に規定 (左欄)	○				
熊本市	(指定管理者の文書の管理) 第44条 指定管理者は、この条例の趣旨にのっとり、本市が設置する公の施設の管理に関する文書を適正に管理するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 2 実施機関は、前項の文書が適正に管理されるよう、指定管理者に対し必要な指導等の実施に努めなければならない。	○		○		(出資法人等の文書の管理) 第43条 実施機関は、本市が出資その他財政上の援助を行う法人であって実施機関が定めるものの保有する文書が適正に管理されるよう、当該法人に対し必要な指導等の実施に努めるものとする。			○		

鳥取県情報公開条例

※情報公開条例において、実施機関に指定管理者を含む。 公文書管理条例においては、実施機関に指定管理者を含まない。

(公文書の管理) 第40条 実施機関(全部出資法人及び指定管理者を除く。)は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、鳥取県公文書等の管理に関する条例の規定に基づき、公文書を適正に管理しなければならない。
2 全部出資法人及び指定管理者は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書の管理に関する規程を設けるとともに、公文書を適正に管理しなければならない。